

第22回生産物分類策定研究会 議事概要

- 1 日 時 令和元年8月7日(水) 10:00~11:50
- 2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室
- 3 出席者
(構成員) 宮川座長、菅構成員、牧野構成員
(審議協力者) 中村審議協力者
(オブザーバー) 内閣府(経済社会総合研究所)、総務省(統計局)、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
- 4 議 題
 - 1 第21回研究会における御意見を踏まえた対処方針について
 - 2 分類原案の作成方法について
 - 3 令和元年度生産物分類の構築に関する調査研究について

5 概 要

事務局から、資料に基づき、第21回研究会における御意見を踏まえた対処方針について説明があった。さらに、分類原案の作成方法及び令和元年度生産物分類の構築に関する調査研究についての説明があった。

主な意見等は以下のとおり。

【1 第21回研究会における御意見を踏まえた対処方針について】

(工業統計と生産動態統計の品目分類の在り方について)

- 研究会における意見に留意して分類原案の策定を行うということだが、事務局及び経済産業省ではどのように作業を進める予定か。
 - 分類原案の策定に際しては、外部委託も活用しつつ、工業統計及び生産動態統計の両方を比較しながら検討を進めている。
- エアコンでは業務用・民生用を区分することができるが、例えば自動車など、財によっては生産段階において業務用・民生用の区別ができないものもあるため、留意する必要がある。

(財とそれに対応する卸売・小売サービスの整合性について)

- ネット販売を情報サービス業の扱いにするのか、小売業の扱いにするのかについて議論が必要である。情報サービス業の生産物分類は策定済であるため、サービス分野の生産物分類に影響があることも考えられる。
 - 商品を仕入れて販売するものは、ネット販売か店舗販売かに関わらず、基本的には商業の経済活動と考えていいと思うが、卸売・小売サービスをネット販売と非ネ

ット販売に区分するかどうかは重要な論点である。

→ 国際分類においてネット販売と非ネット販売を区分しているかどうかについても確認する必要があるのではないか。

- 扱う財の種類別に卸売・小売サービスを設定するのは良いが、複数の財を扱う場合、回答者にどのような回答を求めるべきか。つまり、主として扱う財で回答を求めるのか、財の種類別に回答を求めるのかについて検討しておく必要がある。

(工業のサービス化への対応について)

- これは複数の財・サービスをパッケージとして提供する生産物をどう扱うかの議論である。悩ましいのは、製造業において、製造品の売上よりも修理やメンテナンスでの売上が大きい場合、当該生産物を財と捉えるのかサービスと捉えるかの判断が難しいところ。

→ 区分可能性の問題もある。実際にどのようなものが区分できないのかを把握した上で検討したい。

- 複合機の例では、既にどこかサービスの生産物分類で位置付けられているのか。
→ サービスにおける位置付けも含め要検討ということ。

(生産設備を持たない事業所や生産工程だけを請け負う事業所の扱いについて)

- 「賃加工」という言葉に違和感を覚える。「賃加工」という言葉をもう少し現代的な用語に置き換えることはできないか。

また、ファブレス企業の活動など従来の賃加工とは異なる形態のものも「賃加工」の中に含まれていると思われるため、それに関しては違う名称をつけた方がいいのではないか。

→ 「賃加工」という名称は、様々なところで使用しているため、もし名称を変更するとすると、ほかへの影響も考えられることから、それも含め検討したい。

- 従来の賃加工は、製造工程の一部を請け負うものが一般的だったが、近年は完成品の製造まで工程の全てを請け負うものもある。このような形態の賃加工と通常の製造活動を、生産される財が同一であっても異なる生産物として区別する必要があるのかどうかも論点の1つではないか。

- 同一事業所内で業務委託を行う事業者もあると思うが、そのような事業者の情報を知りたい。

→ 事務局において、最新の情報を収集してほしい。

(COICOP との関係について)

- COICOP と生産物分類を完全に整合的に設定する必要はないが、今後、産業連関表における家計消費の議論が起こり得るので、対応関係は整理しておく必要があると考える。

- COICOP は支出の分類であり生産物分類とは違うので、完全に整合性を取ることは不可能ではないか。
- そのとおりだが、COICOP と生産物分類が1対多になっている部分など、両者の違いが分かるようになっていけばよい。
- COICOP は検討資料に含めることとし、完全に整合的に作成することは難しいが、違いに留意しながら検討を進めることとする。

(屑・副産物、中古品、有価物・廃棄物の扱いについて)

- 副産物及び中古品については、基本的には区分しないという方向でよいと思われるが、特に必要があるものについては、別途検討を行うこととする。
- 中古品について、事務局の説明の中で生産物ではないとの発言があったが、把握対象期間よりも前に作られたものは、当該期間の生産ではないが、生産物として取引され、資本形成又は最終消費されるという点は他の生産物と同じである。一方で、生産物分類として中古品を設定することとした場合、分類数が大幅に増える上、新品と中古品では基本的に用途の違いはないため、区分する必要はないということである。
- 絵画などの芸術品の取扱いをどのように考えるか検討する必要があるのではないか。
 - 芸術品は SNA では貴重品という取扱いになるが、日本の SNA ではまだ対応していない。
 - NAPCS や CPA において、貴重品がどのように取り扱われているのか事務局において調べてほしい。

(国産品と輸入品の区分(部品と完成品の区分)について)

- 輸入品を区別するならば、輸入品と国産品をどこから線引きするのか論点になるのではないか。
 - 基本的に輸入品と国産品は区別しない。ただし、輸入品と国産品で大きく質や用途が異なる場合は区別する。

【2 分類原案の作成方法について】

- 有価物を対象とするならば、廃物は入らないのではないか。
 - 経済センサスー活動調査や工業統計では「くず・廃物」という名称で調査しており、これを参考にしたものであるが、総務省統計局及び経済産業省とも相談し、必要に応じて見直しを検討したい。
- くず・廃物の後置符号は「Waste」の「W」ではなく、「くず (Kuzu)」の「K」としてもよいのではないか。
 - 後置符号についても今後検討したい。

- 鯨は肉か魚かという議論があるが、我が国では鯨は魚屋で売っているため魚であると整理されてきた。このような我が国の伝統的な取扱いをどこまで尊重するのかという議論はあるが、無理に国際分類に合わせる必要はないと考える。
 - 鯨と同様に、いちごについても我が国では野菜としているが、国際分類では果物として扱っている。このように、国際分類と違う区分をしているものについては、研究会において議論していただきたい。

【3 令和元年度生産物分類の構築に関する調査研究について】

- 過去の調査研究において、テキストマイニングによる分析を行ったことがあったが、今回もそのような分析は可能か。
 - 一昨年の調査研究では業者の提案により行ったが、今回は仕様書に記載していないため、難しいと考えられる。
- アンケートにより調査研究を行う場合、回答者によって多様な解釈が出てくることが考えられる。例えば「副次的な事業」が関連会社の行う事業と解釈される可能性もあるので、意味を明確にしておく必要がある。
- クラスター分析のような機械的な分析方法を活用することは有用ではないか。新たな分類を設定する場合には、定量的なデータを根拠として示せばよい。

(以上)